

# 粗飼料価格高騰緊急対策事業 について

---

令和6年9月

沖縄県畜産課

# 粗飼料価格高騰緊急対策事業とは

## 事業概要

【事業概要】 近年の原油価格の高騰、円安等により、粗飼料価格が高騰しており、畜産経営を圧迫しているため、輸入粗飼料の乾牧草及び稲わらの購入価格の一部を補助することで、飼料価格高騰の影響を緩和し、畜産経営の維持を図る。

事業期間: 令和5～6年度

総事業費: 令和5年度65,615千円(うち補助金: 65,405千円)  
令和6年度21,821千円(うち補助金: 21,611千円)

## R5～6年度実施内容

### 【内容】

県内畜産農家の粗飼料購入費の一部を補助する

### 【対象】

県内酪農・肥育牛を飼養している農家

## 事業実施の目的・効果

### 【目的】

粗飼料費の一部を補助することで飼料価格高騰の影響を緩和し、農家の経営維持に努める。

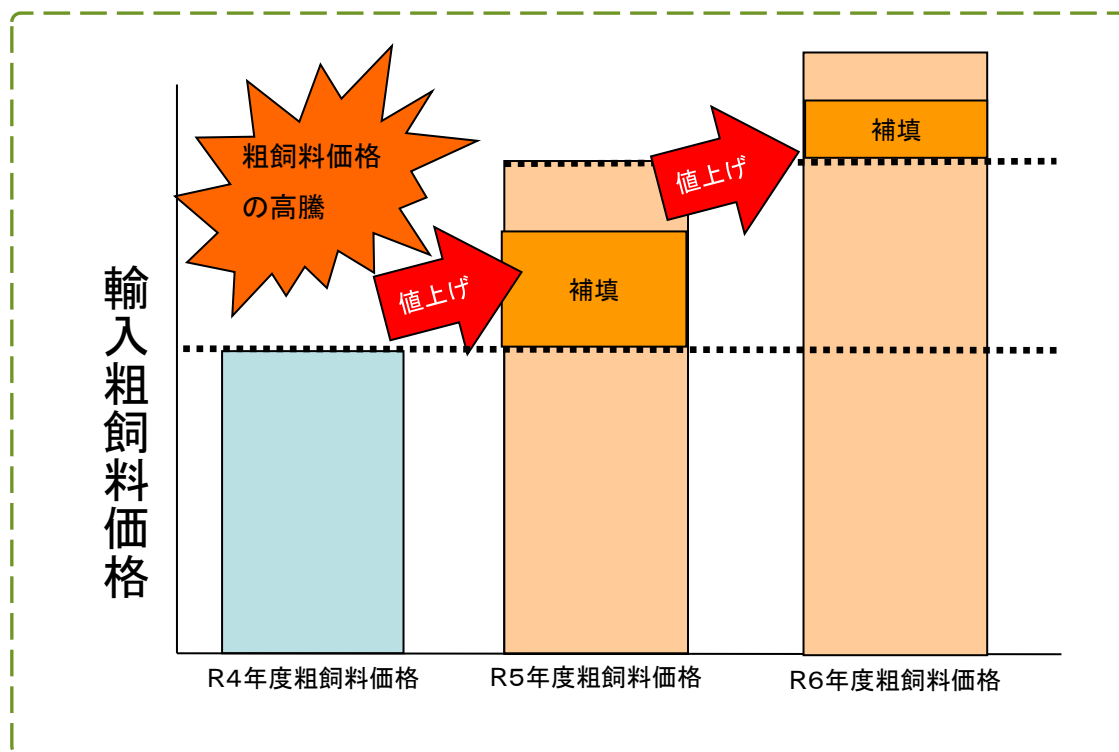
### 【効果】

生産コストの大部分を占める飼料費の低減による畜産経営の安定化

## 年度毎の取組



## イメージ図



# 補助金交付スケジュール

	令和5年度	令和6年度
各地区説明会後、 申請受付開始	6月中	
計画書・申請書 提出期限	7月31日(水)	
実績報告書 提出期限	12月27日(金)	3月7日(金)
精算払請求書 提出期限	1月10日(金)	3月14日(金)
補助金交付	1月末まで	3月末まで

# 補助対象者

輸入粗飼料に依存度の高い県内酪農家（※1）、肥育牛を飼養している農家（※2）

※1

酪農家とは、生乳を得る目的で牛を飼育している農家

※2

肥育牛を飼養している農家は、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）に加入している農家、または肥育牛（経産肥育牛を含む）を飼育しており、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに食肉加工処理施設への出荷実績（※3）がある農家であること。

※3

と畜証明書、またはそれに準ずる書類を提出してください。

（準ずる書類とは、①と畜年月日、②個体識別番号、③農家名、④品種、などが記載されている書類であること。）

# 対象粗飼料品種

令和5年度（4～3月）、令和6年度（4～2月）に購入した梱包乾牧草または成型乾牧草等の輸入粗飼料。

## ※梱包乾牧草

乾草の運搬の効率化のため、乾草を圧縮し、直方体状にしたもの。

例：イタリアンライグラス、アルファルファヘイベール、オーツヘイ、チモシーなど

## ※成型乾牧草

乾草を細切あるいは粉碎し、圧縮加工して調整したもの。ヘイキューブ、ウェファー、ペレットなどがある。

例：ビートパルプペレット、アルファルファヘイキューブなど

※発酵TMR内にも輸入粗飼料が入っているため、発酵TMRの組成（内容物）を証明できる資料を提出した場合、発酵TMRの輸入粗飼料部分についても補助を行う。

※その他の輸入粗飼料については、双方の協議のもとで単価を設定する。

※稲わらについては、令和4年度から令和5年度にかけての価格が減少しているため、令和5年度における補助額はごくわずかとなる。

# 【令和5年度】補助単価について

輸入粗飼料価格の高止まりによる農家の飼料費負担の激変緩和を目的としているため、補助単価は段階的に減少する。

令和5年度補助単価は、①令和4年度から令和5年度にかけて上昇した輸入粗飼料価格の1/2、または②四半期毎に設定された補助単価の上限どちらか低い方となる。

補助単価の上限については、四半期毎に1/4ずつ減少している。

②令和5年度補助単価上限表（単位：円/トン）

		補助単価上限（前四半期の3/4）			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
乾牧草	梱包	5, 861	4, 395	3, 296	2, 472
	成型	6, 521	4, 890	3, 667	2, 750

第1四半期と第4四半期における梱包の補助単価は、①が該当

【確定】令和5年度補助単価（単位：円/トン）

		補助単価			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
乾牧草	梱包	4, 221	4, 395	3, 296	1, 348
	成型	6, 521	4, 890	3, 667	2, 750

# 【令和6年度】補助単価について

令和6年度補助単価は、①令和5年度から令和6年度にかけて上昇した輸入粗飼料価格の1/2、または②四半期毎に設定された補助単価の上限どちらか低い方となる。

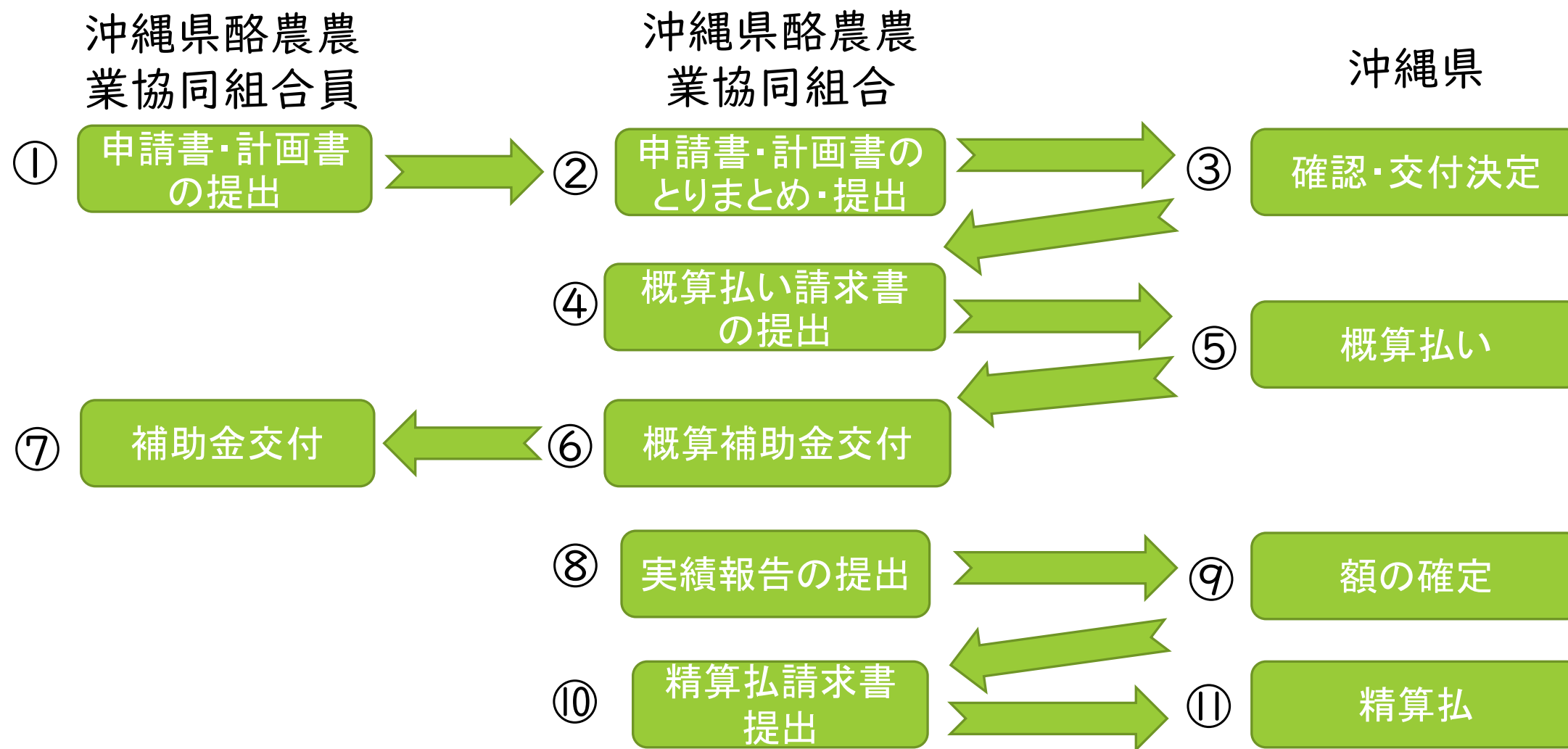
補助単価の上限については、四半期毎に1/4ずつ減少している。

②令和6年度補助単価上限表（単位：円/ト）

		補助単価上限（前四半期の3/4）			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
乾牧草	梱包	1, 854	1, 390	1, 042	781
	成型	2, 062	1, 546	1, 159	869

※令和6年度の輸入粗飼料価格は、今後四半期毎に調査するため、補助単価は現時点で未確定

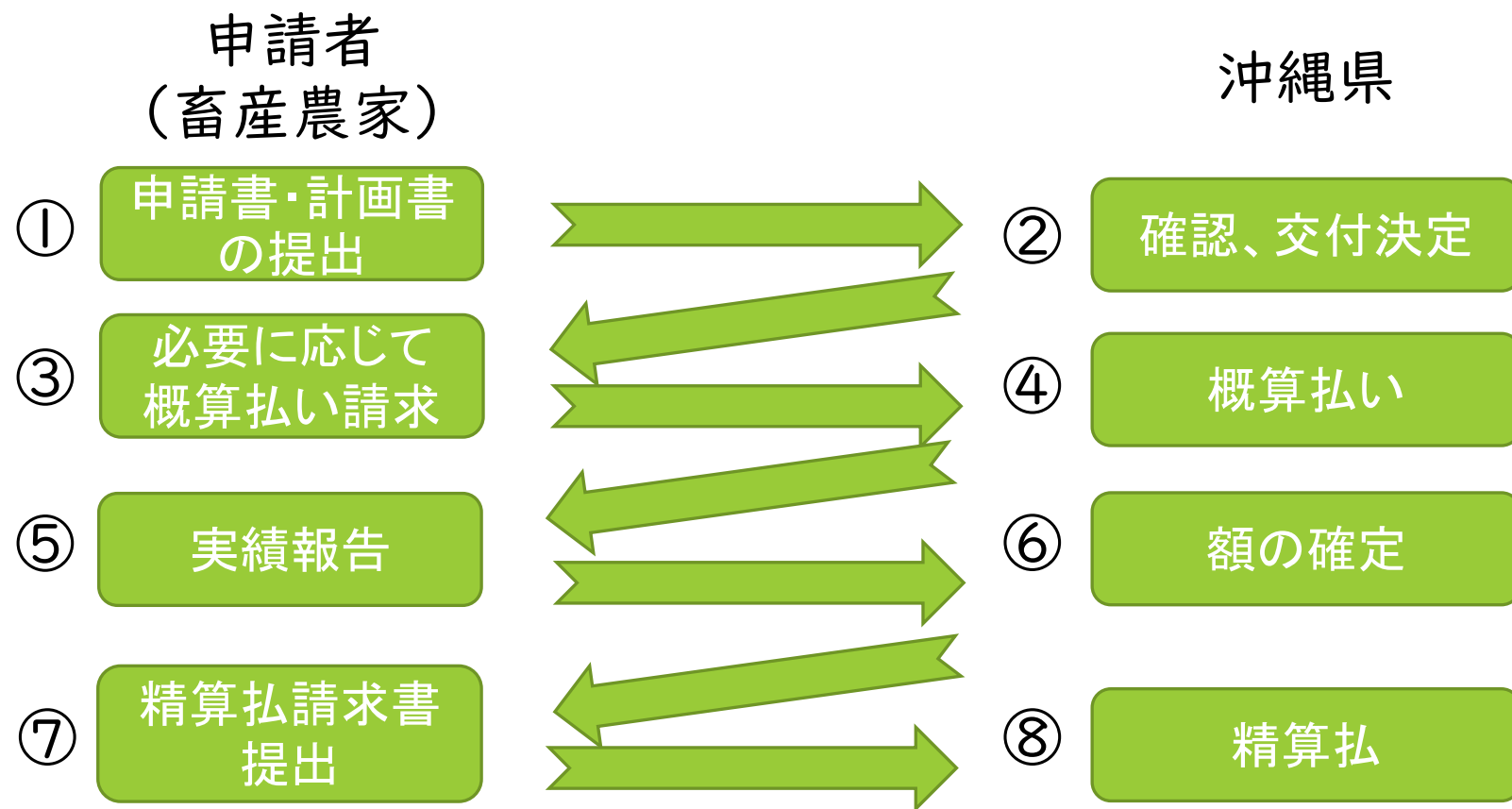
# 補助金交付の流れ（対象①：県酪組合員）



※③交付決定後に、①～②にて提出した計画書に変更が生じた場合は、⑧実績報告までに計画変更届を提出する必要があります。



# 補助金交付の流れ（対象②：県酪組合員以外の酪農家および肥育牛を飼養している農家）



※②交付決定後に、①にて提出した計画書に変更が生じた場合は、⑤実績報告までに計画変更届を提出する必要があります。

# 必要書類

必要書類	提出期限	
	令和5年度	令和6年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱による申請書（第1号様式）</li> <li>・要領による計画書（第1号様式）</li> </ul>	7月31日（水）	7月31日（水）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5、6年度に購入した粗飼料の領収書、またはそれに準ずる書類 ※1</li> <li>・要綱による実績報告書（第6号様式）</li> </ul>	12月27日（金）	3月7日（金）
要綱による精算払請求書（第9号様式）	1月10日（金）	3月14日（金）

※1

概算払請求書、または実績報告書と同時に提出

（準ずる書類とは、①販売業者、②購入者、③購入品種、④購入数量、⑤購入日（四半期毎）が記載されている書類であること。あるいは販売業者からの上記項目が記載された証明書でも可）

※2

申請書にて提示した金額の20%を超える減の場合、もしくは補助額の増の場合は、速やかに計画変更届（要綱第2号様式）を提出すること

# Q&A①

Q-1 補助対象期間はいつからいつになるのか。

A-1 令和5年4月1日から令和7年2月28日になります。

Q-2 本事業は、いつからいつまでに購入した飼料が対象になるのか。

A-2 支援対象となるのは、令和5年4月1日から令和7年2月28日の間に購入した輸入粗飼料が対象となります（納品も令和7年2月28日までに完了させること）。令和5年3月31日に支払いを行っていたり、令和7年3月1日以降に支払いを行っているものは対象外となりますのでご注意ください。

Q-3 申請と計画書はいつまでに提出したらよいのか。

A-3 申請は、令和5年度分、令和6年度分ともに令和6年7月31日（水）までにご提出ください。これを過ぎたの申請は認めることができず補助を行うことができませんので、期日には余裕をもってご提出ください。

## Q&A②

Q-4 実績報告はいつまでに提出したらよいのか。

A-4 実績報告は、令和5年度分については令和6年12月27日（金）、令和6年度分については令和7年3月7日（金）までにご提出ください。なお、対象期間は令和7年3月31日までのため、令和7年2月中に3月分の粗飼料を購入し、支払いを令和7年2月28日までに行うのであれば、3月分も補助対象に含めることは可能です。

Q-5 補助単価の上限が、四半期毎に減少しているが、実際には価格は高止まりしている。補助単価を上げることはできないのか。

A-5 仰る通り、輸入粗飼料価格が高止まりしているのは把握しております。ただ、本事業は輸入粗飼料価格の高止まりによる農家の飼料費負担の激変緩和を目的としているため、補助単価は段階的に減少する形をとっております。

Q-6 補助金はいつ頃振り込まれるのか。

A-6 県酪の組合員は、8ページの「補助金交付の流れ」において、④により県酪が概算払い請求を行った後、1か月以内を目途に組合員に県酪から支払いを行う予定です。

※④の概算払い請求は、県酪が提出することとなります。

県酪組合員以外の酪農家および肥育牛農家は、9ページの「補助金交付の流れ」において、③と⑦により請求を行って頂いたのち、1か月以内を目処に支払を行う予定です。※③の概算払い請求は、必ず提出する必要はございません。

## Q&A③

Q-7 提出する書類は何になるのか

A-7 10ページの提出書類一覧をご確認ください。

Q-8 一農家あたりの補助金額に上限はあるのか。

A-8 一農家あたりの上限はありません。補助金は、県内の輸入粗飼料の流通量から積算していますので、充当するものであると考えております。

Q-9 申請手続きが複雑に思えるが、簡略化できないのか。

A-9 大変負担をおかけしますが、国の重点支援交付金を活用した事業でありますので、必要な手続きとしてご理解いただければと思います。

Q-10 計画書に記入した数量と、実際に購入した数量に大きな乖離があった場合、どうしたらよいのか。

A-10 20%以上下がった場合、もしくは金額が増加した場合は計画変更届のご提出をお願いいたします。

## Q&A④

Q-11 計画変更届の記入方法はあるのか。

A-11 要綱に記載しておりますので、そちらをご参照ください。

Q-12 今後も飼料価格高騰が続くことが予想されるが、来年度も同じような補助事業はあるのか。

A-12 輸入粗飼料価格が高止まりしていることは承知しております。県としましては、今後の飼料価格の動向及び国の対策等を注視しつつ、飼料価格高騰に係る支援策を検討してまいります。

Q-13 県内で生産された粗飼料を購入する場合は、本事業の補助対象となるか。

A-13 対象外となります。本事業の補助対象は、輸入粗飼料のみとなっております。

Q-14 県外の販売業者から購入した場合、単価は県内販売業者の平均値となるが、これはなぜか。

A-14 県内主要販売業者については売値等を把握することができましたが、県外業者について全て把握するのは非常に困難です。そのため、一律県内平均値として均等補助となるように調整しました。

## Q&A⑤

Q-15 粗飼料価格高騰対策の補助金と配合飼料高騰対策の補助金を両方受け取ることは可能か。

A-15 可能です。補助金は、それぞれの事業の要綱・要領に基づいて、交付されます。

Q-16 発酵TMRを購入しているが、これも補助対象となるのか。

A-16 発酵TMRにも粗飼料が含まれているため、補助対象となります。  
ただ、含まれている粗飼料分に対しての補助となります。  
また、発酵TMR内にどの粗飼料が含まれているのかを証明するための組成表のご提出をお願いいたします。それをもとに梱包か成型のどちらに該当するかを協議します。